
足 利 市
新クリーンセンター整備・運営事業
落札者決定基準

令和5年1月

足 利 市

足利市新クリーンセンター整備・運営事業 落札者決定基準

目 次

第1章 落札者決定の手順.....	1
1 落札者決定基準の位置付け.....	1
2 決定の手順.....	1
第2章 参加資格審査.....	3
1 参加資格要件の項目.....	3
第3章 提案審査.....	3
1 入札提出書類の基礎審査.....	3
2 提案書の技術審査.....	3
3 開札及び入札価格の確認.....	5
4 入札価格審査.....	6
5 総合評定値の算出方法.....	6
第4章 提案書の技術審査において審査する視点.....	6
第5章 提案書に関するヒアリング.....	9
第6章 審査結果等の公表.....	9

第1章 落札者決定の手順

1 落札者決定基準の位置付け

足利市新クリーンセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、余熱体験施設の設計・建設、及び運営に係る専門的な知識やノウハウ（管理運営能力等）を有することが必要となるため、落札者の決定に当たっては、入札価格だけでなく、提案内容によって落札者を決定する総合評価一般競争入札を採用する。

この「足利市新クリーンセンター整備・運営事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）は、足利市（以下「本市」という。）が本事業を実施する事業者の募集及び落札者の決定を行うに当たって、入札に参加しようとする者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、総合評価一般競争入札により落札者を選定するに当たって、要求水準書等の内容を踏まえ、入札参加者から提出された入札提出書類を客観的に評価する基準、方法等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 決定の手順

本事業における落札者の決定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条10の2に規定する総合評価一般競争入札方式に基づき、図1に示す手順で実施する。

(1) 参加資格審査

本市は、提出された参加表明書により、入札説明書に記載の入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

(2) 提案審査

① 入札提出書類の基礎審査

本市は、入札提出書類に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。ただし、本市が軽微な不備・不足と考えるものにあつては個別に事業者を確認し、提案書全体に影響を及ぼすような重大な問題がなく、部分的な訂正や対応の確認のみで問題ないと判断したものについてはその限りでない。

② 提案書の技術審査

足利市新クリーンセンター整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）は、提案書に記載された内容について、落札者決定基準に示す審査基準及び得点化方法に従って評価する。

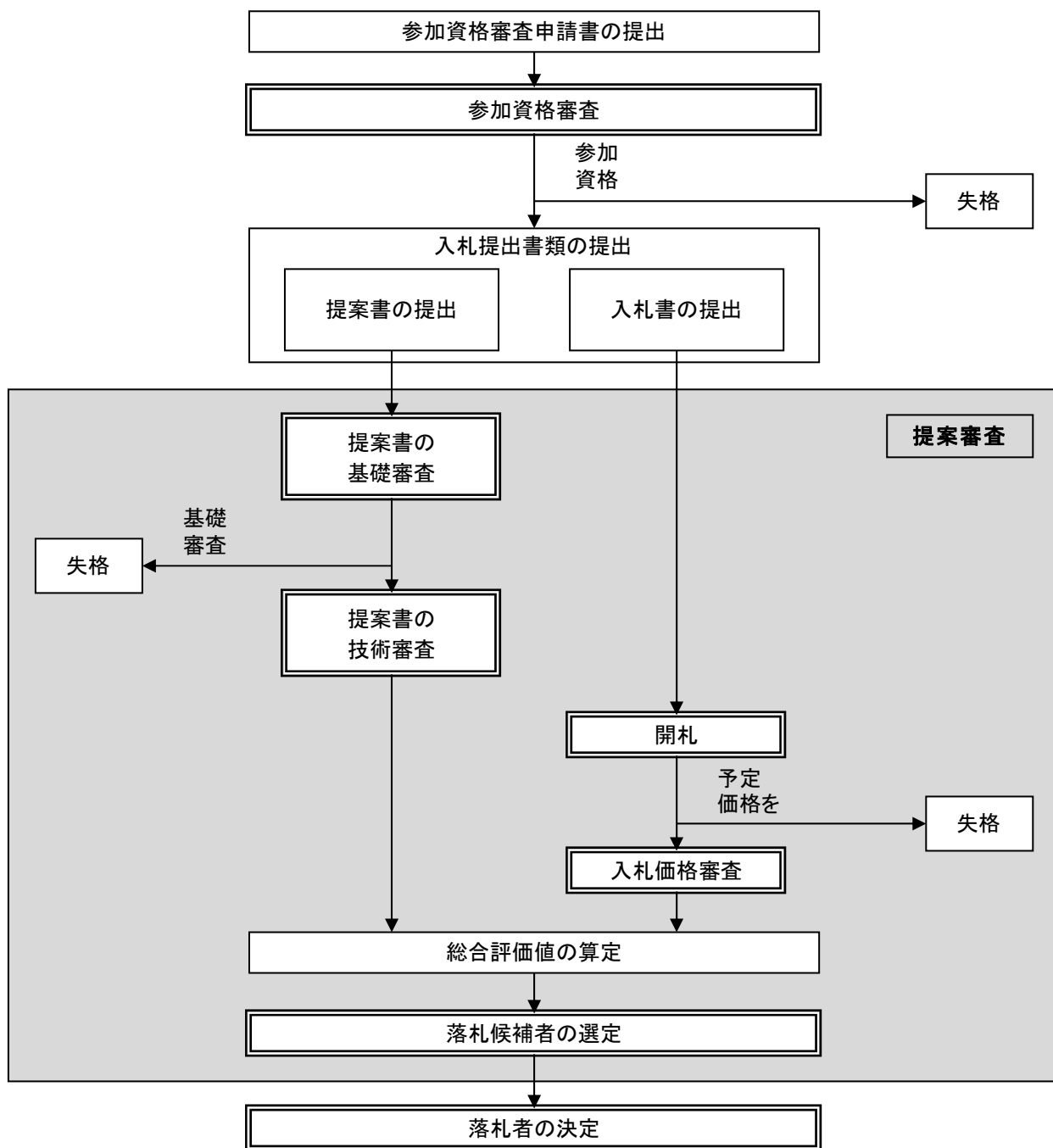
③ 開札及び入札価格の確認

本市は、入札書に記載された入札価格（消費税及び地方消費税を含まない。）が予定価格（消費税及び地方消費税を含まない。）を超えていないことを確認する。この結果、入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

④ 入札価格審査

委員会は、入札価格について、落札者決定基準に示す得点化方法に従って評価する。

- ⑤ 総合評価値の算定
委員会は、提案書の技術審査及び入札価格審査の得点を合計し、総合評価値を算出する。
- ⑥ 落札候補者の選定
委員会は、総合評価値が最も高い提案を行った入札参加者を落札候補者として選定する。
- ⑦ 落札者の決定
本市は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。ただし、委員会が2以上の落札候補者を選定した場合は、当該落札候補者によるくじ引きにより落札者を決定する。



※落札候補者を選定する委員会の事務は図中網掛け部分(ただし、提案書の基礎審査は本市が実施する。)

図1 落札者決定の手順

第2章 参加資格審査

1 参加資格要件の項目

参加表明書を確認する。参加資格審査基準日は、参加表明書受付最終日とする。
詳細については、入札説明書「第3章 入札参加に関する条件等」を参照のこと。

第3章 提案審査

1 入札提出書類の基礎審査

(1) 入札提出書類の確認

提出された入札提出書類がすべて揃っていることを確認する。

(2) 提案書の基礎審査

提案書に記載された内容が、次に掲げる基礎審査項目を満たしていることを確認する。

- ① 提案書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。
- ② 入札説明書及び様式集に示す提案書の作成に関する条件を満たしていること。
- ③ 提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

2 提案書の技術審査

(1) 提案書における審査項目及び配点

提案書の審査の配点、審査基準及び得点化方法については、本市が本事業に対して民間の創意工夫を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、本市が民間に創意工夫を期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、表1のとおりである。なお、各審査項目における審査基準等の詳細については、「第4章 提案書の技術審査において審査する視点」を参照のこと。

表1 審査項目及び配点

大項目	中項目	小項目	No.	配点 (120点)	
1	事業方針に関する事項			4点	
	(1) 本事業の実施方針	ア 実施方針	1	4点	4点
2	一般廃棄物処理施設の設計・建設及び運営・維持管理業務に関する事項			84点	
	(1) 安全・安心で環境に配慮した施設	ア 建設関連	2	8点	20点
		イ 施設の安定稼働	3	8点	
		ウ 施設の安全性	4	4点	
	(2) 省エネルギーと脱炭素社会の構築に資する施設	ア エネルギーの有効利用	5	12点	16点
		イ 環境負荷低減・脱炭素化	6	4点	
	(3) ごみの適正処理を安定的かつ効率的に行い、災害廃棄物処理にも対応し得る施設	ア 配置動線計画	7	12点	16点
		イ 災害に強い施設	8	4点	
	(4) 最終処分量の削減と効率的なリサイクルに資する施設	ア 最終処分量の削減と効率的なリサイクル	9	4点	4点
	(5) 長期的な使用ができる施設	ア 基本性能の維持	10	8点	8点
	(6) 一般廃棄物処理施設の運営管理体制	ア 組織体制	11	4点	20点
		イ 事業の継続性の担保	12	8点	
		ウ リスクの管理及び対処方法	13	8点	
3	余熱体験施設の設計・建設及び運営・維持管理に関する事項			20点	
	(1) 施設計画	ア 配置動線計画	14	3点	8点
		イ 必須施設	15	2点	
		ウ 設備計画	16	3点	
	(2) 事業計画による当該公の施設の運営が住民の平等利用を確保し、その意見を反映することができる。(指定手続等条例第4条第1項第1号)	ア 平等利用	17	1点	2点
		イ 公共性	18	1点	
	(3) 事業計画の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減並びに環境及び安全への配慮が図られている。(指定手続等条例第4条第1項第2号)	ア 効用発揮	19	1点	4点
		イ 経費縮減	20	2点	
		ウ 環境及び安全への配慮	21	1点	
	(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有し、又は有することが確実である。(指定手続等条例第4条第1項第3号)	ア 物的能力	22	1点	2点
		イ 人的能力	23	1点	
	(5) その他、公の施設の性質又は目的に応じて必要な事項に該当すること。(指定手続等条例第4条第1項第4号)	ア 提案事業	24	2点	4点
			25	2点	
4	地元貢献に関する事項			12点	
	(1) 地元企業や地元住民への配慮	ア 地域経済への配慮	26	8点	12点
		イ 市内企業の活用・地元調達・雇用	27	4点	

※評価は120点満点で行い、その2分の1を技術審査の得点(満点60点)とする。

(2) 提案書の技術審査に関する得点化方法

- ① 提案書の技術審査においては、表2の5段階評価による得点化方法により技術得点を付与する。ただし、定量評価を行う審査項目（以下「定量評価項目」という。）は、表3に示す算定式による得点を付与する。

表2 審査基準及び得点化方法

評価	審査基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	優れている	配点×0.50
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	優れているとは認められない／要求水準を満たす程度	配点×0.00

- ② 定量評価項目を除く各審査項目の評価点については、各委員が個別に行った評価の平均値の2分の1とする。なお、各委員が個別に行った評価の平均値を算出する際及び平均値の2分の1を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。
- ③ 定量評価項目の評価点については、①で付与された得点の2分の1とする。なお、算定式による得点を算出する際及びその得点の2分の1を求める際は、小数第3位を四捨五入した値とする。
- ④ 上記結果を基に、各入札参加者の得点の合計を算出する。

算定式【技術得点算定式】	
<p>■技術得点化</p> $\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{提案書に関する技術得点} \end{array} \right) = \frac{\Sigma(\text{各審査項目(定量評価項目を除く)の配点} \times \text{審査基準})}{\text{委員人数}} \times \frac{1}{2}$ $+ \text{定量評価項目の得点} \times \frac{1}{2}$	

3 開札及び入札価格の確認

提出された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。なお、入札価格の確認のための開札は、提案書の技術審査終了後、入札説明書に定めた方法により実施し、入札価格が予定価格を超えていない提案のみ入札価格の得点化を行うこととする。

4 入札価格審査

(1) 入札価格に関する得点化方法

入札価格について、次の算定式により得点を付与する。なお、得点は、小数第3位を四捨五入した値とする。また、入札価格が定量化限度額以下の場合、当該入札参加者の入札価格に関する得点は、設計・建設業務に係る対価 21 点、運営・維持管理業務に係る対価 19 点、合計 40 点満点とする。

算定式【入札価格（設計・建設業務に係る対価）の得点算定式】

○最低入札価格 > 定量化限度額 の場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格に関する得点} \end{array} \right) = 21 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right)$$

○最低入札価格 ≤ 定量化限度額 の場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格に関する得点} \end{array} \right) = 21 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{定量化限度額}}{\text{入札価格}} \right)$$

ただし、入札価格が定量化限度額以下の入札参加者の入札価格に関する得点は 21 点満点

算定式【入札価格（運営・維持管理業務に係る対価）の得点算定式】

○最低入札価格 > 定量化限度額 の場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格に関する得点} \end{array} \right) = 19 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right)$$

○最低入札価格 ≤ 定量化限度額 の場合

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格に関する得点} \end{array} \right) = 19 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{定量化限度額}}{\text{入札価格}} \right)$$

ただし、入札価格が定量化限度額以下の入札参加者の入札価格に関する得点は 19 点満点

5 総合評定値の算出方法

「2 提案書の技術審査」「4 入札価格審査」により算出した各入札参加者の得点から、次の算定式により、各入札参加者の総合評価値を算出する。

算定式【総合評価値の算定式】

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \\ \text{(満点:100点)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{提案書に関する技術得点} \\ \text{(満点:60点)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{当該入札参加者の} \\ \text{入札価格に関する得点} \\ \text{(満点:40点)} \end{array} \right)$$

第4章 提案書の技術審査において審査する視点

委員会は、各審査項目について、審査基準に基づき審査を行い、その内容に応じて、5段階評価により技術得点を付与する。なお、各項目の審査の視点は表3のとおりである。

表3 提案書の技術審査において審査する視点 (1/2)

大項目	中項目	小項目	No.	審査の視点	配点 (120点)	
1	事業方針に関する事項				4点	
	(1) 本事業の実施方針	ア 実施方針	1	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施方針（コンセプト）について、本市の発注意図を踏まえた優れた提案がなされているか。 本事業期間にわたって、全ての業務について、応募者が適切かつ確実に履行できる体制を立案しているか。 	4点	4点
2	一般廃棄物処理施設の設計・建設及び運営・維持管理業務に関する事項				84点	
	(1) 安全・安心で環境に配慮した施設	ア 建設関連	2	<ul style="list-style-type: none"> 工事工程の遵守に向けた優れた提案がなされているか。 工事中の周辺環境への配慮について、優れた提案がなされているか。 	8点	20点
		イ 施設の安定稼働	3	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設の運営において、要求水準書に示されたごみ量、ごみ質の範囲内での変動に対し、安定的に処理可能とする信頼性の高いシステムについて、優れた提案がなされているか。 	8点	
		ウ 施設の安全性	4	<ul style="list-style-type: none"> トラブルの未然防止、事後対策及び非常時の安全確保について、優れた提案がなされているか。 	4点	
	(2) 省エネルギーと脱炭素社会の構築に資する施設	ア エネルギーの有効利用	5	<ul style="list-style-type: none"> 場内利用及び余熱体験施設（園芸施設含む）への熱供給を最大化するための優れた提案がなされているか。 設計、建設面及び運営面において、施設の省エネルギー化・省電力化に関する優れた提案がなされているか。 	12点	16点
		イ 環境負荷低減・脱炭素化	6	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策に寄与するため、燃焼ガスの二酸化炭素排出量を最小化するための優れた提案がなされているか。 	4点	
	(3) ごみの適正処理を安定的かつ効率的に行い、災害廃棄物処理にも対応し得る施設	ア 配置動線計画	7	<ul style="list-style-type: none"> 敷地条件を踏まえた全体配置計画に対し、優れた提案がなされているか。 エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設における受入供給設備、待車、貯留、選別、移送、投入作業等の配置動線計画に対し、優れた提案がなされているか。 	12点	16点
		イ 災害に強い施設	8	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時（地震、水害等）においても迅速なごみ焼却処理の再開、ライフライン確保、地域防災拠点としての機能についての優れた提案がなされているか。 	4点	
	(4) 最終処分量の削減と効率的なリサイクルに資する施設	ア 最終処分量の削減と効率的なリサイクル	9	<ul style="list-style-type: none"> 本施設から発生する最終処分量の削減に寄与する設計について、優れた提案がなされているか。 本施設において回収される缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、金属類等の資源物について、効率的かつ合理的なリサイクルに関する優れた提案がなされているか。 	4点	4点
		(5) 長期的な使用ができる施設	ア 基本性能の維持	10	<ul style="list-style-type: none"> 設計・建設面において、30年以上の長期稼働を見据えた優れた提案がなされているか。 施設の維持を考慮した点検、検査、補修、予防保全の各対応について、計画性と妥当性があるか。 	8点
	(6) 一般廃棄物処理施設の運営管理体制	ア 組織体制	11	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制及び運営管理体制において、各々の役割分担が明確であり、適切な人員配置であるか。 	4点	20点
		イ 事業の継続性の担保	12	<ul style="list-style-type: none"> 運営・維持管理期間20年間にわたる安定した事業経営計画及び事業収支計画であるか。 代表企業等による、SPCに対する支援体制及び支援策等（人的支援・技術的支援・財政的支援）について、実効性があるか。 	8点	
		ウ リスクの管理及び対処方法	13	<ul style="list-style-type: none"> リスク顕在化確率及び顕在化時の影響の極小化を考慮するリスク管理方針及びリスク管理体制に計画性と実効性があるか。 セルフモニタリングの実施内容、頻度、報告内容等について、計画性と実効性があるか。 付保する保険内容について妥当性があるか。 	8点	

表3 提案書の技術審査において審査する視点 (2/2)

大項目	中項目	小項目	No.	審査の視点	配点 (120点)	
3 余熱体験施設の設計・建設及び運営・維持管理に関する事項					20点	
3	(1) 施設計画	ア 配置動線計画	14	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利便性を高め、安全性に配慮した、分かりやすい動線計画について、優れた提案がなされているか。 施設の利用・運営の効率性に配慮した諸室配置について、優れた提案がなされているか。 各ゾーンの施設機能や空間計画に創意工夫が施され、時代のニーズに対応した優れた提案がなされているか。 	3点	8点
		イ 必須施設	15	<ul style="list-style-type: none"> 安全性・快適性及び衛生管理に配慮した、優れた提案がなされているか。 市民にとって魅力のある施設となるよう、優れた提案がなされているか。 	2点	
		ウ 設備計画	16	<ul style="list-style-type: none"> 機器の更新、メンテナンスに配慮した設備となるよう、優れた提案がなされているか。 施設の長寿命化、業務の効率化、ライフサイクルコストに配慮した施設となるよう、優れた提案がなされているか。 	3点	
	(2) 事業計画による当該公の施設の運営が住民の平等利用を確保し、その意見を反映することができる。(指定手続等条例第4条第1項第1号)	ア 平等利用	17	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画に偏りが無い。 特定の個人や団体が優遇される提案ではないか。 	1点	2点
		イ 公共性	18	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設を運営するにふさわしい理念を持っているか。 現状分析や課題認識が適切であるか。 公の施設の設置目的や市の施策を理解した提案であるか。 利用料金の設定は、サービスに照らして適当か。 利用者の要望や意見を把握し、対応する方法が的確に提案されているか。 	1点	
	(3) 事業計画の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減並びに環境及び安全への配慮が図られている。(指定手続等条例第4条第1項第2号)	ア 効用発揮	19	<ul style="list-style-type: none"> 施設の特徴を活かし、施設の価値を高めるための提案がなされているか。 サービスの質の向上のための取組は効果的か。 利用拡大の方策は効果的か。 施設の情報発信の提案に工夫が見られるか。 	1点	4点
		イ 経費縮減	20	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画の根拠(積算)が明瞭で現実的なものであるか。 コストカットによるサービス低下の懸念はないか。 望ましい利用者負担による、税負担(市委託料)の縮減策が提案されているか。 運営の効率化について、具体的かつ効果的な方策が提案されているか。 予定外の収入減・経費増への対応方法は的確か。 	2点	
		ウ 環境及び安全への配慮	21	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営における省エネ、環境負荷軽減への配慮は十分か。 安全管理・危機管理への取組は適当か。 	1点	
	(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有し、又は有することが確実である。(指定手続等条例第4条第1項第3号)	ア 物的能力	22	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行うことが可能か。 維持管理を良好に行うための仕組みが構築されているか。 個人情報の保護、情報公開に対する十分な配慮があり、必要な措置を講ずる計画が提案されているか。 第三者への委託や運営協力体制は適当か。 	1点	2点
		イ 人的能力	23	<ul style="list-style-type: none"> 事業者間の役割分担や責任体制は明確かつ適当か。 適切な人員配置・勤務体制が提案されているか。 人件費や労働条件の設定において、職員への配慮はなされているか。また、法令遵守の取組がなされているか。 職員の教育研修体制は適当か。 	1点	
(5) その他、公の施設の性質又は目的に応じて必要な事項に該当すること。(指定手続等条例第4条第1項第4号)	ア 提案事業	24	<ul style="list-style-type: none"> 収益性に優れ、施設の魅力を高めるような施設の提案について、優れた提案がなされているか。 	2点	4点	
		25	<ul style="list-style-type: none"> 多くの市民の参加が見込める、魅力あるプログラムやイベントについて、優れた提案がなされているか。 集客方法、リピーター獲得方法は具体性及び実行性がある、優れた提案がなされているか。 	2点		
4 地元貢献に関する事項					12点	
(1) 市内企業や地元住民への配慮	ア 地域経済への配慮	26	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施に際して、地域経済へ最大限配慮した地域貢献金額となっていることを期待し、次の算定式による得点(小数点第3位を四捨五入)を付与する。 $\text{得点} = \text{配点} \times \frac{\text{当該地域貢献金額}}{\text{最も高い地域貢献金額}}$	8点	12点	
	イ 市内企業の活用・地元調達・雇用	27	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施に際して、本市内に本社または本店を有する市内企業(入札公告以降において設立された企業は認めない)の活用に最大限配慮した計画となっているか。 市内企業の活用や地元調達を考慮した提案となっているか。 地元住民の雇用に配慮した提案となっているか。 	4点		

第5章 提案書に関するヒアリング

委員会は、提案書の審査及び評価を行うに当たり、入札参加者に対してヒアリングを行う。
ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

第6章 審査結果等の公表

審査結果等については、公表するとともに、入札参加者においては個別に通知する。